

○国土交通省告示第二百四十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十九条の五第二号の規定に基づき、壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを次のように定める。

平成二十七年二月二十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第九十九条の五第二号に規定する壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 耐力壁である間仕切壁及び防火設備により区分する場合又は間仕切壁、柱及びはり並びに防火設備により区分する場合 壁等を構成する防火設備の面で、次のイ及びロに該当するもの
- イ 防火設備が次の(1)又は(2)に該当するものであること。

- (1) 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後火災継続予測時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであること。

- (2) 特定防火設備（平成十二年建設省告示第千三百六十九号に定めるものに限る。）のうち、骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが一ミリメートル以上の鉄板を張った防火戸又は鉄製で鉄板の厚さが一・八ミリメートル以上の防火戸であること（火災継続予測時間が九十分間

以下である場合に限る。)

ロ 次の(1)又は(2)に該当するものであること。

(1) 防火設備に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、防火設備の加熱面以外の面が面する室内の建築物の部分(壁等の部分を除く。)及び収納可燃物の温度が当該建築物の部分及び収納可燃物が燃焼する温度以上に上昇しないこと。

(2) 防火設備の加熱面以外の面が令第百二十九条の二第二項に規定する火災の発生のおそれのない室(以下(2)において「室」という。)に面するものであり、かつ、当該室内の建築物の部分(壁等の部分を除く。)の室内に面する部分(防火設備からの水平距離が火災継続予測時間に応じて次の表一に掲げる式により計算した数値以下である部分に限る。)の仕上げが準不燃材料でされ、かつその下地が準不燃材料で造られたもの又は仕上げに厚さ二・五センチメートル以上のせつこう若しくは厚さ四・五センチメートル以上のモルタルを塗ったものであること。ただし、天井又は室の区画を構成する壁については、防火設備の上端から天井までの垂直距離又は防火設備の両端から当該壁までの水平距離が次の表二に掲げる式により計算した数値以上である場合には、この限りでない。

表一

防火設備からの水平距離(単位:メートル)

火災継続予測時間が一時間以下	火災継続予測時間が九十分間以下
\sqrt{A}	$1.2\sqrt{A}$
この表において、Aは防火設備の面積（単位 平方メートル）を表すものとする。	

表二

防火設備の上端から天井までの垂直距離又は防火設備の両端から室の区画を構成する壁までの水平距離（単位 メートル）	火災継続予測時間が九十分間以下
火災継続予測時間が一時間以下	火災継続予測時間が九十分間以下
$\frac{A}{25} + 0.28$ (0.38aを超える場合は0.38a)	$\frac{A}{20} + 0.36$ (0.54aを超える場合は0.54a)
この表において、A及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。	
A 防火設備の面積（単位 平方メートル）	
a 防火設備の高さ（単位 メートル）	

二 令第二百二十九条の二第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（開口部（床の開口部を除く。）に防火設備を設けたものに限る。）を構成する壁等により区画する場合 壁等の室内に面する面（次のイ及びロに該当する場合には、壁等の加熱面以外の防火設備の面（屋内に面する

もの限り、かつ、壁等の室内に面するものを除く。)を含む。)

イ 壁等の加熱面以外の面(屋内に面するもの限り、かつ、壁等の室内に面するものを除く。)

ㄱ)が面する室に面する防火設備が次の(1)又は(2)に該当するものであること。

(1) 壁等に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後火災継続予測時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであること。

(2) 特定防火設備であること(火災継続予測時間が九十分間以下である場合に限る。)

ロ 次の(1)又は(2)に該当するものであること。

(1) 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、壁等の加熱面以外の面(屋内に面するもの限り、かつ、壁等の室内に面するものを除く。)が面する室内の建築物の部分(壁等の部分を除く。)及び収納可燃物の温度が当該建築物の部分及び収納可燃物が燃焼する温度以上に上昇しないこと。

(2) 第一号ロ(2)に該当すること(火災継続予測時間が九十分間以下である場合に限る。)。この場合において、同号ロ(2)中、「防火設備の加熱面以外の面」とあるのは「壁等の加熱面以外の防火設備の面(屋内に面するもの限り、かつ、壁等の室内に面するものを除く。)」と読み替え、同号ロ(2)の防火設備からの水平距離は、火災継続予測時間が一時間以下の場合の数値とする。

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。